

羽曳野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	119,533	35,151,571	-441,593	6,417,340	18.3	18.7

- (注) 1 決算額は地方財政状況調査の分析によるものです。
2 人件費には特別職・議員に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	617	2,617,502	681,678	1,172,462	4,471,642	7,247	6,805

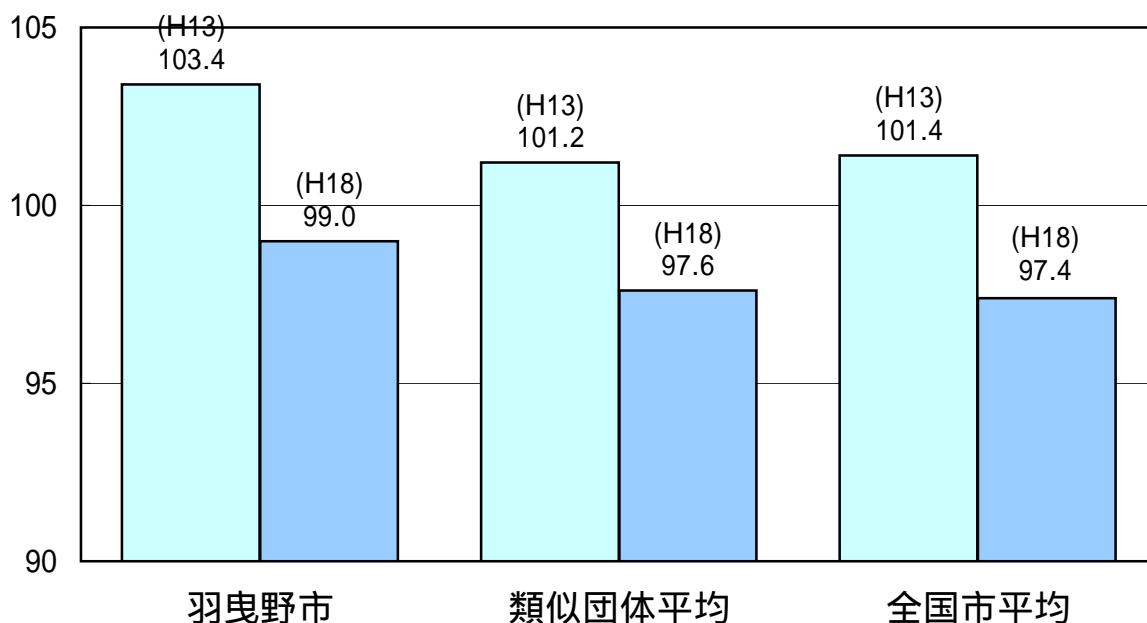
- (注) 1 職員数は平成17年4月1日現在、一般会計の一般職に属する職員の数で再任用短時間勤務職員（13人）を含みます。
2 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 特記事項

本市独自の給与制度の見直し及び抑制措置について

- ・通勤手当の見直し(自動車等による片道の通勤距離が2キロ未満の者、徒歩通勤者を支給対象外とする。)平成17年4月1日実施
- ・期末勤勉手当の見直し(役職加算の支給対象区分の縮小。)平成17年6月1日実施
- ・退職手当の見直し(20年以上勤続した場合の退職時特別昇給(2号級)の廃止。)平成17年4月1日実施
- ・平成14年4月1日から管理職手当カット(20%)を実施中。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
17年度	円	円	円	%	%
	-	-	- (-%)	-	-0.3

(参考) 国の改定率
0 %

(注) 人事委員会を設置していないため人事委員会の勧告はありません。

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
17年度	月	月	月	月	月
	-	-	- (-%)	-	4.45

(参考) 国の年間 支給月数
4.45 月

(注) 人事委員会を設置していないため人事委員会の勧告はありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽曳野市	44.9 歳	368,156 円	480,931 円	444,282 円
大阪府	44.2 歳	359,869 円	467,295 円	421,329 円
国	40.4 歳	328,477 円		381,212 円
類似団体	44.6 歳	359,197 円	444,324 円	409,940 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽曳野市	48.0 歳	359,375 円	438,035 円	422,071 円
うち 清掃職員	41.10 歳	327,071 円	440,625 円	401,090 円
大阪府	47.3 歳	330,981 円	416,058 円	385,627 円
国	48.4 歳	286,500 円		318,595 円
類似団体	47.8 歳	320,532 円	370,346 円	354,484 円
民間事業者平均	53.5 歳		380,288 円	

(注) 民間事業者平均は、「職員の給与等に関する報告及び勧告(平成18年10月)大阪府人事委員会」から数値を引用しています。

税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽曳野市	36.1 歳	305,415 円	409,371 円	367,568 円
都道府県平均	43.9 歳	358,020 円	442,839 円	401,094 円
国	42.2 歳	391,111 円		449,945 円
類似団体	40.0 歳	320,086 円	420,776 円	361,938 円

福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽曳野市	46.8 歳	369,318 円	436,605 円	425,741 円
都道府県平均	44.5 歳	379,448 円	461,121 円	415,661 円
国	40.7 歳	335,462 円		378,011 円
類似団体	41.9 歳	327,669 円	375,605 円	357,832 円

小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽曳野市	36.8 歳	303,833 円	364,745 円	358,819 円
大阪府	45.0 歳	389,030 円	471,761 円	447,567 円
類似団体	40.2 歳	327,324 円	376,798 円	358,612 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		羽曳野市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	183,800 円	176,800 円	種 183,800 円 種 170,200 円
	高校卒	153,800 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	153,800 円	138,400 円	- -
	中学卒	- -	- -	- -

(注) 技能労務職以外の区分は、一般行政職と同じです。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	263,109 円	322,955 円	370,953 円
	高校卒	- 円	282,175 円	327,344 円
技能労務職	高校卒	222,334 円	- 円	335,016 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
税務職	大学卒	278,735 円	321,800 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
福祉職	大学卒	247,418 円	288,338 円	338,422 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校 (幼稚園)教 育職	大学卒	- 円	321,701 円	- 円
	短校卒	234,201 円	300,201 円	338,630 円

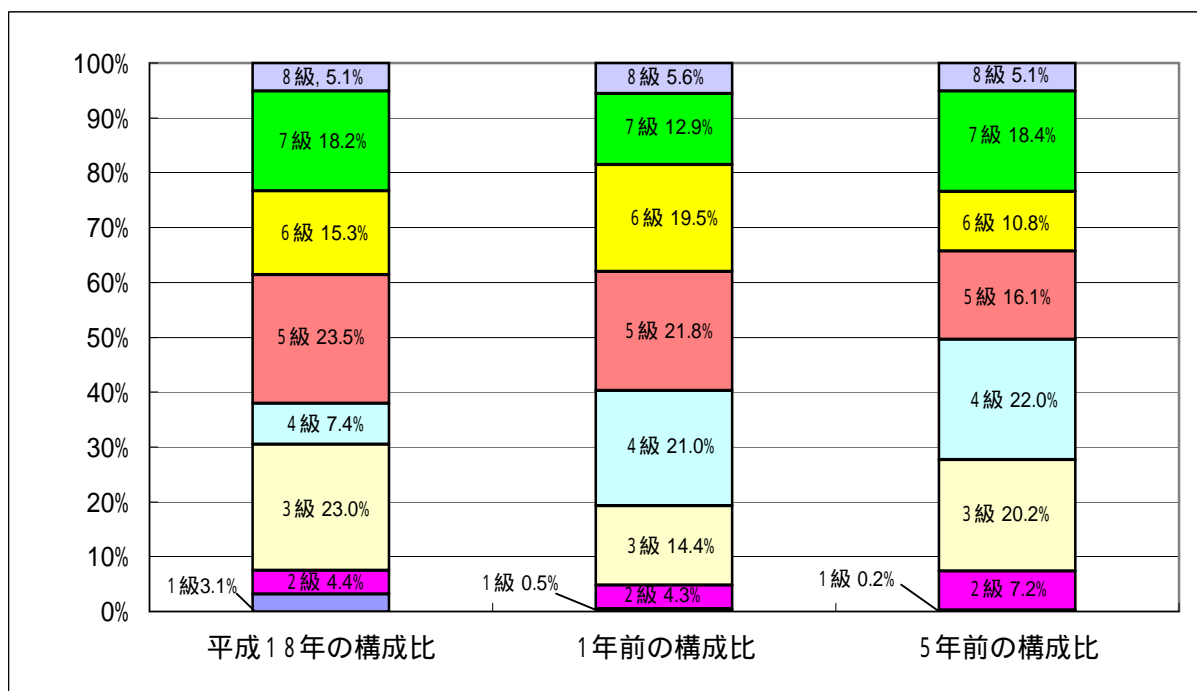
- (注) 1 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の階層について記載しています。
 2 各経験年数と近似の階層に該当する職員数が3人以下の場合は、「-」と記載しています。
 3 経験年数とは、卒業後直ぐに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	理事・部長	20 人	5.1 %
7 級	参事・課長・副理事	71 人	18.2 %
6 級	課長代理	60 人	15.3 %
5 級	主査・係長	92 人	23.5 %
4 級	副主査・主査	29 人	7.4 %
3 級	主事	90 人	23.0 %
2 級	主事	17 人	4.4 %
1 級	主事	12 人	3.1 %

- (注) 1 羽曳野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 旧給料表の4級に在級する主事を新給料表の3級に切替えした。(平成18年4月1日実施)

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
17年度	職員数	人 A 659
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人 B 0
	比率	% B / A 0.0
16年度	職員数	人 A 700
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人 B 37
	比率	% B / A 5.3

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

羽曳野市		大阪府		国	
1人当たり平均支給額(17年度) 1,843 千円		1人当たり平均支給額(17年度) 1,930 千円			
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分		(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～18%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

大阪府は、上記支給割合による支給額から、4～10%の減額を行っています。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

羽曳野市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～10%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給)	無し				
1人当たり平均支給額	23,421 千円	26,281 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		290,347 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		431,421 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
羽曳野市	10 %	673 人	6 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額です。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
羽曳野市	6 %	6 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		434 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		12,753 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		5.1 %	
手当の種類(手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等滞納徴収手当	市税等(市税、国民健康保険料及び介護保険料をいう)に関する事務を主管とする課所に勤務する職員	課所を離れて滞納に係る市税等の徴収に従事したとき	1日につき200円
感染症等防疫作業手当	生活環境部に勤務する職員	次に掲げる作業に従事したとき (1)感染症の患者もしくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業 (2)家畜感染症等の患畜もしくは家畜感染症にかかっている疑いのある家畜の取扱い又は家畜感染症等の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業	1日につき400円
結核接触作業手当	保健福祉部に勤務する看護師、保健師その他の職員	結核患者の検診、治療、看護、指導又は結核菌の検査等に従事したとき	1日につき、200円
死獣処理手当	生活環境部又は土木部に勤務する職員	死獣の処理作業に従事したとき	1件につき400円
有毒、有害物取扱作業手当	生活環境部に勤務する職員	野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病害虫の防除のため、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したとき	1日につき400円
行旅病人及び行旅死亡人収容護送手当	保健福祉部に勤務する職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に基づき、その収容護送作業に従事したとき	(1)行旅病人の収容護送作業 1件 1,000円 (2)行旅死亡人の収容護送作業 1件 2,000円
土木、建築等工事現場作業手当	生活環境部(災害対策本部を含む)、土木部、下水道部、都市開発部、総務部管財用地課又は教育委員会に勤務する職員	土木もしくは建築又は林務の工事現場(災害現場を含む)において、次に掲げる作業に従事したとき (1)山地又は高所における作業 (2)火薬その他危険物の取扱作業 (3)高熱物及び高圧電気等の取扱作業 (4)道路等の維持修繕作業等で著しく困難な作業	1日につき200円 (災害発生時:1日につき400円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	131,660 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	196 千円
支給実績(16年度決算)	146,561 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	208 千円

(6) その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外2人までそれぞれ 6,000円 (ア)職員に扶養親族でない配偶者があある場合、そのうち1人について 6,500円 (イ)職員に配偶者がない場合は、そのうち1人について 11,000円 以外 1人について 5,000円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		82,532 千円	214,926 円
住居手当	(1) 借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 + 9,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 + 9,000円 家賃55,000円以上 36,000円 (2) 持家(世帯主) 10,500円 (新築・購入から5年間 2,500円加算) (3) 上記以外 9,000円	異なる	(1) 借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 家賃55,000円以上 27,000円 (2) 持家(世帯主) 新築・購入から5年間 2,500円	93,320 千円	141,824 円

<p>通勤手当</p>	<p>徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 自転車 2,700円～3,200円 原動機付交通用具 (自動車を除く) 4,900円～20,900円 自動車 6,400円～24,500円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限 55,000円</p>	<p>異なる</p>	<p>徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～24,500円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限 55,000円</p>	<p>52,175 千円</p>	<p>89,218 円</p>
<p>管理職手当</p>	<p>部長 64,000 円 指定理事 64,000 円 理事 56,000 円 審議官 32,000 円 副理事 52,000 円 課長 48,000 円 参事 40,000 円 総園長 44,000 円 園長 40,000 円 園長代理 20,000 円 指定職員 37,600 円</p>	<p>異なる</p>	<p>管理又は監督の地位にある職員の占める官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し支給 給料月額×支給割合 支給割合 8 / 100～25 / 100</p>	<p>67,386 千円</p>	<p>484,788 円</p>
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合 1時間以上2時間未満 2,000円 2時間以上3時間未満 4,000円 3時間以上 12,000円</p>	<p>異なる</p>	<p>管理職手当が支給される職員並びに指定職俸給表適用職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合 管理職手当の区分等に応じ、勤務1回につき4,000円～12,000円(指定職18,000円)ただし、6時間を超える勤務については150 / 100を乗じて得た額</p>	<p>54 千円</p>	<p>27,000 円</p>

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	841,500 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	(助 役	(990,000 円)	1,075,000 円 /	698,300 円
	収 入 役	708,400 円	883,000 円 /	588,000 円
	(収 入 役	(770,000 円)	805,000 円 /	548,800 円
報 酬	議 長	644,000 円		
	(副 議 長	(700,000 円)	744,800 円 /	465,300 円
	議 員	650,000 円	683,900 円 /	414,500 円
	(議 員	(600,000 円)	640,200 円 /	321,100 円
期 末 手 当	市 長	(17年度支給割合)		
	助 役	6月期	2.10	月分
地 域 手 当	収 入 役	12月期	2.35	月分
		計	4.45	月分
退 職 手 当	議 長	(17年度支給割合)		
	副 議 長	6月期	2.10	月分
地 域 手 当	議 員	12月期	2.35	月分
		計	4.45	月分
退 職 手 当	市 長	(17年度支給割合)		
	助 役	10.0%		
退 職 手 当	収 入 役	(算定方式)		
	市 長	(1期の手当額)	(支給時期)	
	助 役	990千円×在職月数×40/100	19,008 千円	任期毎
退 職 手 当	収 入 役	770千円×在職月数×30/100	11,088 千円	任期毎
	市 長	700千円×在職月数×25/100	8,400 千円	任期毎
	助 役			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 給料は平成17年7月1日から市長が15%、助役・収入役が8%減額されています。
- 3 地域手当の「17年度支給割合」は平成17年度における調整手当の支給割合で、平成17年年6月30日まで3%で支給していました。
- 4 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

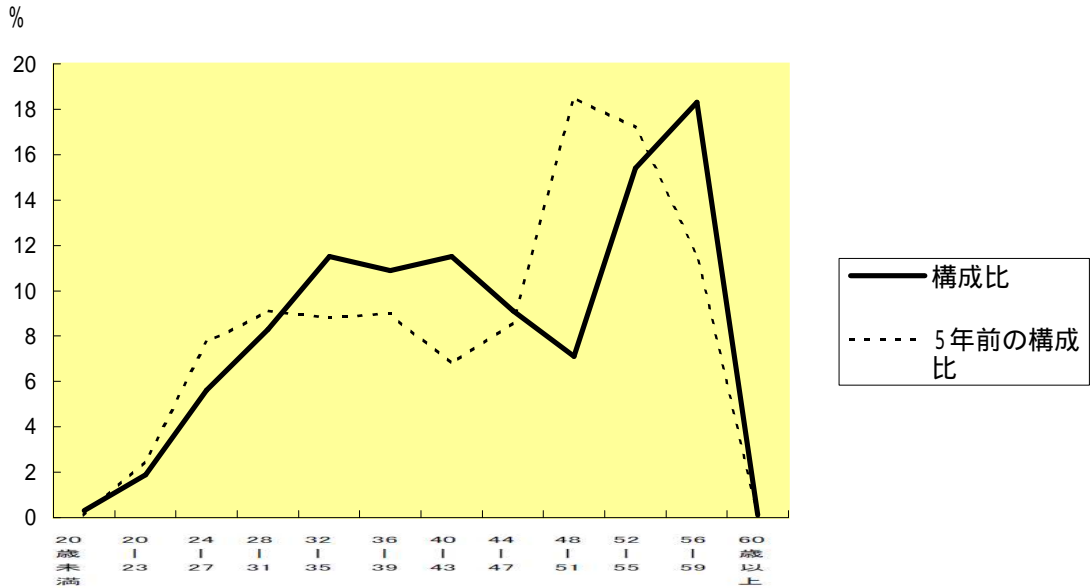
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
普通会計部門	議 会	7	8	1	議会業務の充実による増
	総 務	125	119	-6	危機管理業務の充実による増等/コミュニティセンター等施設の指定管理者制度導入、事務の統廃合縮小による減等
	税 務	37	38	1	税制改革等への対応による増
	労 働	1	1	0	
	農林水産	8	8	0	商工業務の充実による増
	商 工	7	8	1	
	土 木	79	80	1	
	民 生	179	177	-2	公園整備業務の充実による増 子育て支援、生活保護、障害等、業務の充実による増/保育士等退職者不補充による減等
	衛 生	42	35	-7	事務の統廃合縮小
	計	485	474	-11	<参考> 人口1,000人当たり職員数 3.97 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 4.96 人)
教育部門	116	117	1	幼稚園教諭の採用、青少年業務の充実による増等/学校校務員業務の見直し、スポーツ施設の指定管理者制度導入による減等	
消防部門	-	-	-		
小 計	601	591	-10	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.94 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.00 人)	
公営企業部門	水道事業	36	36	0	公共下水道業務の見直しによる減等 後期高齢者医療制度への対応による増 地域包括支援室の新設による増
	公共下水道	30	27	-3	
	国民健康保険	19	21	2	
	介護保険	10	14	4	
小 計	95	98	3		
合 計	696	689	-7	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.76 人	
		[810]	[810]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	13人	39人	57人	79人	75人	79人	63人	49人	106人	126人	1人	689人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
696人	661人	-35人	5.0%

(参考)羽曳野市集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	5%以上の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	17年～18年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	計	
一般行政	職員数	485	474		
	増減		-11	-11 (-2.3%)	
教 育	職員数	116	117		
	増減		1	1 (0.9%)	
消 防	職員数	-	-		
	増減		-	- (-%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	95	98		
	増減		3	3 (3.2%)	
計	職員数	696	689		661
	増減		-7	-7 (-1%)	-35

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 2,193,237	千円 202,216	千円 311,787	% 14.2	% 14.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 38	千円 170,308	千円 50,070	千円 76,595	千円 296,973	千円 7,815	千円 6,971

- (注) 1 決算額は地方公営企業決算状況調査の分析によるものです。
 2 職員給与費には法定福利費、退職給与金及び資本勘定支弁職員分を含みます。
 3 職員数は平成18年3月31日現在、水道事業会計の一般職に属する職員の数で再任用短時間勤務職員(2人)を含みます。
 4 職員手当には退職手当を含みません。

イ 特記事項

本市独自の給与制度の見直し及び抑制措置について

- ・通勤手当の見直し(自動車等による片道の通勤距離が2キロ未満の者、徒歩通勤者を支給対象外とする。) 平成17年4月1日実施
- ・期末勤勉手当の見直し(役職加算の支給対象区分の縮小。) 平成17年6月1日実施
- ・退職手当の見直し(20年以上勤続した場合の退職時特別昇給(2号級)の廃止。) 平成17年4月1日実施
- ・平成14年4月1日から管理職手当カット(20%)を実施中。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
羽曳野市水道局	47.2 歳	434,140 円	651,258 円
団体平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

- (注) 1 基本給とは給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額とは職員1人あたりの平均年収額を12で除して得たものです。
 3 平均月収額には期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

羽曳野市水道局		羽曳野市	
1人当たり平均支給額(17年度) 2,016 千円		1人当たり平均支給額(17年度) 1,843 千円	
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分		(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	
勤勉手当 1.45 月分 (0.7)月分		勤勉手当 1.45 月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~18%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~18%	

(注) ()内は再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

羽曳野市水道局			羽曳野市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~10%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~10%加算)	
(退職時特別昇給)	無し		(退職時特別昇給)	無し	
1人当たり平均支給額	0 千円	26,030 千円	1人当たり平均支給額	23,421 千円	26,281 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		20,586 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		434,140 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
羽曳野市	10 %	38 人	10 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額です。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
--------	-----	---------------

羽曳野市	6 %	6 %
------	-----	-----

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)				0.0 %
手当の種類(手当数)				4 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	事務・技術・技能職員	山地又は高所における作業		1日につき200円 (災害発生時)
		火薬その他危険物の取扱作業		
		高熱物及び高圧電気等の取扱作業		1日につき400円
		水道施設の維持修繕作業等で著しく困難な作業		

オ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	9,317 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	245 千円
支給実績(17年度決算)	10,513 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	277 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,500円 (2)配偶者以外 2人まで それぞれ 6,000円 (7)職員に扶養親族でない配偶者が ある場合、そのうち 1人について 6,500円 (1)職員に配偶者が ない場合は、その うち1人について 11,000円 以外 1人について 5,000円 満16歳年度初めから 満22歳年度末までの 間にある子1人につ き5,000円加算	同じ		7,073 千円	261,963 円

住居手当	(1) 借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 + 9,000円 家賃23,000円を超え 55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 + 9,000円 家賃55,000円以上 36,000円 (2) 持家(世帯主) 10,500円 (新築・購入から5年間 2,500円加算) (3) 上記以外 9,000円	同じ		5,570 千円	154,708 円
通勤手当	徒歩により通勤するもの とした場合の通勤距離が 片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用 者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて 支給 自転車 2,700円 ~ 3,200円 原動機付交通用具 (自動車を除く) 4,900円 ~ 20,900円 自動車 6,400円 ~ 24,500円 (3) 交通機関等と自動車 等との併用者 上限 55,000円	同じ		3,400 千円	100,007 円
管理職手当	部長 64,000 円 指定理事 64,000 円 理事 56,000 円 審議官 32,000 円 副理事 52,000 円 課長 48,000 円 参事 40,000 円 総園長 44,000 円 園長 40,000 円 園長代理 20,000 円 指定職員 37,600 円	同じ		2,928 千円	366,000 円

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合	同じ		0 千円	0 円
	1時間以上2時間未満 2,000円 2時間以上3時間未満 4,000円 3時間以上 12,000円				

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
38 人	37 人	1 人	2.6 %

(参考) 羽曳野市における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減1人

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照